

1. 登録および競技会に関する細則

第1条 目的

本細則は、全日本大学バスケットボール連盟規約に準じ、本連盟規約に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 チームの登録

- 1) チームの登録は、原則として1加盟大学につき1チームとする。
- 2) 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。
 - ① 4年制大学と短期大学
 - ② 分校
 - ③ 医学部
 - ④ 薬学部
 - ⑤ 歯学部
 - ⑥ 獣医学部
- 3) 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない、いずれか1つの大学のみでの登録とする。
- 4) 国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等、4年間を限度として、猶予期間を設ける。当該事例で変更の必要が生じた場合は、理事会における審査および承認を得なければならない。

第3条 登録手続き

本連盟に加盟している大学バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

- 1) 加盟大学は、「(公財) 日本バスケットボール協会」に加盟料と個人登録費を添えて登録の手続きをする。(インターネットを使用して登録する)
- 2) 加盟大学は、毎年本連盟の指定用紙に所属選手の名前を記載し、選手登録の手続きを行わねばならない。なお、この手続きには「(公財) 日本バスケットボール協会」への加入登録および個人登録の写しの添付が必要である。

第4条 選手の資格

- 1) 本連盟が主催する競技会に出場できる選手は、全日本大学バスケットボール連盟の「3. 登録に関する細則」に準じ、各大学に学籍を有すること。同時に、当該大学のバスケットボール部部長が部員であることを認めた者に限る。
- 2) 加盟大学が登録できる選手および主務は、当該大学の在籍学生でなければならない。但し、通信制の大学に在籍する学生は、登録できない。

第5条 資格審査

理事会は、本規則および「(公財) 日本体育協会スポーツ憲章」に基づき、選手資格に疑義が生じた場合はこれを審査し、その審査結果を各大学に通知する。

第6条 選手の登録

- 1) 選手およびチームの責任者は、同年度に2つ以上のチームに登録することはできない。(二重登録の禁止)
- 2) チームおよび選手の登録用紙には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ①チーム名ならびにその所在地・電話番号
 - ②チームの責任者の氏名ならびにその住所・電話番号・メールアドレス
 - ③主務の氏名ならびにその住所・電話番号・メールアドレス
 - ④選手の氏名、JBA登録番号、所属学部名、学年、出身高校名、登録回数 等
 - ⑤本連盟の委員となる者の氏名、住所、電話番号
 - ⑥本連盟の代表者として推薦する者の氏名、住所、電話番号
- 3) 選手の移動や追加登録については、その都度所在地の各都道府県協会を通じて(公財)日本バスケットボール協会に報告し、各大会規定の日時までには理事長の承認を得なければならない。
- 4) 毎年加盟の際に必要な事項及び所属選手名簿を委員長(学生)宛に提出(選手登録)しなければならない。但し、外国人学生については最初の選手登録の際、所属大学の在学証明書及び競技歴を添付する。
- 5) 外国人学生の登録は次の通りとする。
 - ①外国人学生は登録の際、当該大学にその大学の修業年限を履修する目的で入学した旨を証明する所属大学責任者の証明書を添付すること。
 - ②外国人選手の登録は「(公財)日本バスケットボール協会」の「登録規定」に準じ、別途「外国人選手に関する細則」の定めるところに依る。

第7条 活動休止

本連盟に加盟しながら、やむを得ない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない大学は、活動休止届け及び理由書を理事長宛に提出し、理事会の承認を得てその年度の活動を休止することができる。なお、提出期限は、当該年度における本連盟主催の競技会(中国大学バスケットボール選手権優勝大会)開催日前日までに登録抹消が承認された場合は、登録回数は中断する。その後に登録を抹消しても登録回数は継続される。

1) 活動休止大学の取扱い

活動休止届け及び理由書を理事長宛に提出し、理事会の承認を得た大学は該当年度の活動休止大学とする。

2) 活動休止の取り消し

①活動休止大学となった大学が次年度の登録を行った場合、活動休止を取り消しとする。

②活動休止大学となった大学が次年度登録の届け出のない場合は、自動的に脱退するものとする。

第8条 登録回数の限度

- 1) 選手として登録できる回数は、4年制大学の場合は4回とする。但し、短期大学は2回、医学部・歯学部・獣医学部・6年制薬学部としてチーム登録をした場合においては、6回とする。ただし、6年制学部生が4年制大学チームに入部した場合、選手として登録できる回数は、4回とする。
- 2) 既に登録歴がある選手が、学籍の移動・新たな入学・編入学・留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする。また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続させるものとする。
- 3) 学生が留年した場合の登録回数については、その理由がナショナルチームとしての選手活動によるものであったときに限り、その活動報告書を事前に理事会へ提出し、理事会の承認を経てから登録

の手続きをすること。

第9条 連盟競技会の優先

本連盟が主催する競技会の開催日には、本連盟加盟大学以外のチームと試合をすることはできない。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

第10条 競技会開催時における大会要項の厳守

本連盟が主催する競技会の大会要項に記載している事項を守らなければならない。また、規約・規則・大会要項上違反のある選手が出場した場合は、試合後に没収試合が宣告される場合がある。また、その大学に罰則が与えられることもある。

第11条 改廃

この細則の改廃は、理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2018年10月30日に成立し、同日より施行する。

2. 選手・スタッフ資格に関する細則

第1条 目的

中国大学バスケットボール連盟（以下本連盟という）は、「(公財) 日本体育協会スポーツ憲章」に基づき、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟に登録する選手（以下選手という）の選手資格およびチームスタッフ（以下スタッフという）の資格に関する細則を制定する。また、本連盟ならびに本連盟に加盟する大学が主催する大会（以下大会という）に関しては、本細則の規定が優先される。

第2条 スポーツマンシップ

- ①スポーツとしてバスケットボールを愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、バスケットボールの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
- ②善良な市民、健全な学生としての品格を保ち、学生の本分である学業をおろそかにしてはならない。
- ③選手およびスタッフは、暴力、各種のハラスメントならびにドーピング等（薬物の乱用など）の行為を行ってはならない。

第3条 選手およびスタッフの定義

本連盟の登録に関する細則を厳守することを条件に登録をした選手およびスタッフを、本規定に従う選手およびスタッフとする。

第4条 選手およびスタッフの資格

選手は、本連盟の公式戦ならびに本連盟に加盟する団体が主催する大会に出場することが出来る。

第5条 選手およびスタッフの倫理規定

選手およびスタッフは、健全なバスケットボールプレーヤーおよびスタッフとして品格を保つ必要があり、大会に関しては、次に示す事項を禁止事項として厳守しなければならない。

- ①タトゥーを体に施すこと。
- ②ピアスを装着した状態で大会に出場すること。
- ③スタッフは常識のある服装・アクセサリーをし、身だしなみ等に注意して品格を保つこと。

第6条 規定に関する違反の範囲

次に示す事項に該当することが判明した場合は、選手およびスタッフが違反をしたことを理事会に報告する。理事会は「罰則規定に関する細則」に従い審議を経て処分を決定する。

- ①第2条に示すスポーツマンシップに違反した場合。
- ②本連盟ならびに本連盟に加盟する大学が、参加を認めない大会に参加し、かつ出場した場合。
- ③第5条の倫理規定に抵触した場合。

第7条 改廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2018年10月30日に成立し、同日より施行する。

この細則は、2019年4月28日に成立し、同日より施行する。

3. 外国人選手に対する細則

第1条 目的

この細則を設けた目的は、国際交流の活発化に鑑み、外国人学生選手「以下外国人選手という」に関する事柄を一括してまとめることにより、外国人学生に対する対応を円滑かつ正確に行うためである。

第2条 外国人選手の定義

- ①外国人選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。
- ②日本国籍を持たなくとも、「教育基本法」・「学校教育法」で定める日本での小学校教育及び中学校教育・中等教育学校の前期部分（義務教育）を修了したものは、日本人選手と同等と見なす。

第3条 外国人選手の登録

- ①当該大学にその大学の修業年限において単位を履修する目的で入学した者に限る。
 - (1)「学部学生」に限り、「短期留学生」・「交換留学生」・「語学研修生」・「聴講生」・「科目等履修生」・「研究生」・「通信教育生」・「専攻科生」・「大学院生」・「学士入学生」等は含まない。※学士入学とはすでに海外・国内の大学を学士卒業し1年次より入学する者。
 - (2)登録に際しては、所属する各都道府県協会に提出した書類の写し、及び所属大学の証明書（在学証明書）並びに外国での大学の競技歴（高校・大学）を添付しなければならない。
 - (3)外国人学生の選手登録の回数は、外国の大学で登録した回数も加算する。
- ②日本の高等学校を卒業し、大学に入学した外国人選手は、高等学校の卒業証明書及び大学の在学証明書を提出することで、上記（2）の書類に変えることができる。

第4条 外国人選手の競技資格

- ①エントリーにおいては、人数に制限は設けない。
- ②競技中、同時にプレイできる外国人選手は1名とする。（オンザコート1）
但し、第2条（2）に該当する選手は、除外される。

第5条 改廃

この細則の改廃は理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2018年10月30日に成立し、同日より施行する。

4. 罰則規定に関する細則

第1条 目的

中国大学バスケットボール連盟（以下本連盟という）は、バスケットボール競技の健全な普及ならびに発展を図るために、本連盟が主催する公式試合（以下公式戦という）で、規約に違反した選手およびチームスタッフ（以下スタッフという）ならびにチームに対する罰則の細則を定める。

第2条 罰則の対象となる行為

公式戦に於いて、次に示す行為を行った場合は、罰則を受ける対象の行為とみなされる。罰則の対象となる行為と認められた場合は、その事実が理事会に報告され、理事長は処罰検討委員会を設置し、その調査・報告を受けて、理事会での審議を経て罰則を決定する。

- 1) 「選手・スタッフ資格に関する細則」第6条を違反した場合。
- 2) 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が、自チームおよび相手チームの選手・スタッフならびに審判員に対して行う、身体接触を伴う抗議・著しい挑発行為・公然の名誉毀損となる行為・乱暴な行為・暴行・脅迫ならびにそれらに類する行為。
- 3) 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った差別的・侮辱的行為。
- 4) 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った定款、細則および大会要項に関する違反行為。
- 5) 選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）が行った本連盟・役員に対する侮辱的行為。

第3条 罰則の内容

- 1) 第2条に該当する行為が認められた場合の選手およびスタッフへの罰則は、次に示す通りである。
 - ①除名、登録の永久禁止。
 - ②6年以下の期間を定めた登録停止。
 - ③1年以下の期間を定めた公式戦への出場停止。
 - ④公的職務の停止・禁止・解任。当連盟における一切の公的職務を一定期間・無制限または永久的に停止・禁止し、または解任する。
 - ⑤賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの（賞状・トロフィー・記念品）を返還させる。
 - ⑥けん責 始末書を獲り、将来を戒める。
 - ⑦戒告 口頭による注意。
- 2)
 - ①除名 登録の永久禁止。
 - ②6年以下の期間を定めた登録停止。
 - ③最下部への降格。
 - ④1つ下の部への降格。
 - ⑤特定の公式戦への出場停止。
 - ⑥試合の没収 得点を0対20として試合を没収する。
 - ⑦得点又は勝ち数の無効・減算。
 - ⑧試合結果の無効。（事情により再戦を命ずることもある）
 - ⑨賞の返還 当該大会の賞として獲得したすべてのもの（賞状・トロフィー・記念品）を返還させる。

⑩けん責 始末書を取り、将来を戒める。

⑪戒告 口頭による注意。

第4条 処罰検討委員会

- 1) 処罰検討委員会は理事長が指名した委員長、各部部长、学生委員長ならびに理事長が指名した第三者委員数名により構成される。
- 2) 処罰検討委員会の委員構成は第三者が本連盟委員を上回る構成比とする。
- 3) 第3条の処分を行うに際し、処罰検討委員長は処罰検討委員会を招集し、処分の是非および処分の内容について審議したうえで、処分案を経たうえで処分の内容を決定する。
- 4) 理事会は、処罰検討委員会の答申に基づき、審議を経たうえで処分の内容を決定する。
- 5) 理事長または総務部長または競技部長は、選手が所属する大学の部長に対して、処分の内容を文書または口頭で伝達する。
- 6) 処罰検討委員会における審議の内容は、議事録として記録される。

第5条 管理監督関係者の加重

部長・監督・ヘッドコーチ等の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、その違反行為について定められた罰則の2倍以下の範囲において、罰則を加重することができる。

第6条 酌量軽減

違反行為が行われた場合でも、その情状において酌量すべき事情がある場合は、その罰則を軽減することができる。

第7条 他者を利用した違反行為に対する罰則

他のものをして違反行為を負わせたチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）には、自ら違反行為を行った場合と同様の罰則を科すものとする。

第8条 理事会決定の最終的拘束力および再審査請求

理事会の罰則に関する決定は最終的なものであり、すべてのチーム、選手およびスタッフならびにチーム関係者（同大学生・応援者）はこれに拘束される。

但し罰則を受けた者は、十分な反証を有する場合に限り、罰則を受けた当事者への連絡後14日以内に、本連盟の処罰検討委員会に対して申立書および証拠を提出し、再審査を請求することができる。

第9条 改廃

この細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2018年10月30日に成立し、同日より施行する。